

佐八酒消組監第15号  
令和6年8月26日

佐倉市八街市酒々井町消防組合  
管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合  
監査委員 浅羽 芳明  
監査委員 江澤 眞一

令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出  
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出  
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
  - (1) 一般会計歳入歳出決算書
  - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
  - (3) 実質収支に関する調書
  - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

令和6年8月26日（月）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和5年度一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、全て法令に準拠して適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行並びに諸事業の運営管理についても適正なもの認め、本審査に関し特に指摘する点はありません。

2 要望事項

- (1) 優秀な人材の確保について、今後更なる人材獲得競争の激化が見込まれますので、採用促進のため実施している様々な施策を継続して行

うこと、豊富な知識、技術を持つ高齢期職員が力を発揮できる効果的な配置の実施と公務災害を未然に防ぐための更なる安全管理体制を整備すること、中長期的な視点に立った人材育成を推進することなどにより、災害対応能力向上と組織力強化を図り、持続可能な消防組織体制を確保されるよう要望いたします。

(2) 職員一人ひとりが互いの能力を発揮できる職場環境としていくために、法令順守、ハラスメントに対する意識を高め、必要な研修を積極的に実施するなどして職員の能力向上と組織力の強化を図るよう要望いたします。

(3) 庁舎・消防車両の整備について、大規模自然災害や救急需要増大に的確に対応できるよう、消防力の根幹となる消防車両の更新や老朽化している庁舎の改善については、引き続き構成市町と協議し、計画的に進めていただくよう要望いたします。